

令和7年度

和寒町保育所入所の手引き



◆申し込み・お問い合わせ先◆

☆和寒町保健福祉課 福祉係☆
〒098-0132 和寒町字西町 111 番地
TEL 0165-32-2000

☆和寒町保育所☆
〒098-0111 和寒町字三笠 95 番地
TEL 0165-32-2242



保育所とは



保育所とは保護者の皆さまが、さまざまな事情のためにご家庭で保育をすることができない状態にあるとき、保護者に代わってお子さまの健全な心身の発達を図ることを目的に保育を行う施設です。



和寒町の子育て支援として・・・



【国は】

- 令和元年10月1日から、3・4・5歳児および0・1・2歳児の町民税非課税世帯について、保育料を無償としました。
- 同制度では、3・4・5歳児の副食費については、別途月額4,500円をお支払いしていただくこととなっています。



（子ども・子育て支援法改正による）

【和寒町では】

- 和寒町保育所を利用する場合は、和寒町民であるすべてのお子様について、保育料を完全無償化（無料）としました。
（町外施設利用の場合は、国の基準保育料の7割を町が補助します）
- 3・4・5歳児の副食費についても、町で4,500円を助成することで無料といたします。
（町外施設利用の場合は、町が4,500円を上限に助成します）
- 和寒町保育所の一時保育利用料についても、和寒町民の方は無料でお預かりしています。

みなさまの子育てを応援していきます

1. 保育所の認定（入所）基準

生後 8 ヶ月以上で、保護者が下記の理由により保育ができないと認められる
お子さんが対象となります。

保育を必要とする理由	認定（入所）基準
① 居宅内・外労働	月に 48 時間以上労働することを常態としている場合 ※炊事・洗濯・清掃等の家事は居宅内労働には含まれません。
② 妊娠・出産 （育児休暇）	出産予定日 8 週間前・産後 8 週間（その該当月の月末まで 可能とします。） ※産後 8 週経過後、継続入所が必要と認めた場合は引き続き利用可能。 （ただし、下のお子さんが 1 歳になる前日まで） ※育児休暇の場合、新規では入所できません（産後からの継続利用のみ）
③ 疾病・障がい	保護者が病気やケガ、若しくは精神や身体に障がいがある 場合
④ 介護・看護	保護者が親族の介護・看護を常態としている場合
⑤ 災害復旧	震災、風水害、火災等の復旧にあたり、保育ができない場合
⑥ 求職活動	継続的に求職活動を行っている方で、90 日を限度とします
⑦ 就学（職業訓練を 含む）	就学または就労に必要な訓練・資格取得のため、保育ができ ない場合
⑧ その他	町長が①～⑦に類する状態と認める場合

※入所基準を満たしていても職員確保が困難な場合はお待ちいただく場合があります。

【0 歳児入所基準】

◇満 8 ヶ月から受け入れができます。入所希望日の 2 ヶ月前までにお申し込みくだ
さい。

◇0 歳児クラスの定員は 6 名とします。（緊急な場合はご相談ください。）

※申し込みは母子手帳を交付された日から可能となります。

◇重度のアレルギーなどがある場合は、給食の提供が困難なため、満 1 歳を過ぎて
からの受け入れとなりますので、ご相談ください。（状況によっては、給食の提供
ができない場合があります。）

※職員確保が困難な場合は、定員に満たなくても受け入れができないことがあります。

2. 保育の必要性の認定

保育所の利用を希望する保護者の方は、利用のための認定を受けていただくことになります。

次の3つの区分に応じて、施設などの利用先が決まっていきます。

認定区分	対象となるお子さん	保育時間
1号認定	満3歳以上で幼稚園を希望	※現在、和寒町にはありません
2号認定	満3歳以上で保育所を希望	就労等を理由とする場合、さらに次のいずれかに区分されます。 ① <u>保育標準時間（最大11時間）</u> ⇒就労時間：月120時間以上 ② <u>保育短時間（最大8時間）</u> ⇒就労時間：月48時間以上 120時間未満
3号認定	満3歳未満で保育所を希望	

【保育時間の考え方】

●保育標準時間（11時間）認定を受けた場合

7:30

18:30

最大で11時間利用可能

●保育短時間（8時間）認定を受けた場合

8:15

16:15

最大で8時間利用可能

【保育を必要とする理由に基づく認定区分】

保育を必要とする理由に基づいて、利用できる「時間」が決められます。

理 由	保育標準時間	保育短時間	理 由	保育標準時間	保育短時間
①就労	就労時間による		⑤災害復旧	○	○
②妊娠出産 （育児休暇）	○ —	○ ○	⑥求職活動	—	○
③疾病障害	申請内容による		⑦就学	就学時間による	
④介護看護	申請内容による		⑧その他	申請内容による	

両親の状況がそれぞれ異なる場合は、保育上限時間が短い方に合わせます。

※（例1）父が120時間勤務（①就労）で母が68時間勤務（①就労）の場合は、保育短時間となります。

※（例2）父が120時間勤務（①就労）で母が求職活動中（⑥求職活動）の場合は、保育短時間となります。

3. 保育料について

0・1・2歳未満児の課税世帯につきましては、国の基準では保育料を徴収できることとなっていますが、町内在住の方で、和寒町保育所を利用される場合は無償となります。

4. 副食費について

3・4・5歳児は副食費がかかりますが、町内在住の方で、和寒町保育所を利用される方は副食費を町が負担いたします。

5. 申込みに必要な書類

- (1) 教育・保育給付認定申請書兼入所申込書兼現況届（児童1名につき1枚）
- (2) 保育を必要とする証明書等

保育を必要とする理由	必 要 書 類
① 就労	●会社に勤務している場合 → 「就労証明書」 ●自営業・農業従事者の場合 → 「就労申立書」兼「事業稼働申告書」（両面印刷形式）
② 妊娠・出産 （育児休暇）	「出産申立書」と「母子手帳の写し」
③ 疾病・障がい	●疾病 → 「疾病申立書」と「障害者手帳の写し」または 「医師の診断書」等 ●障がい → 「障がい申立書」と「障害者手帳の写し」等
④ 介護・看護	●介護 → 「介護申立書」と「介護保険被保険者証の写し」等 ●看護 → 「看護申立書」と「医師の診断書」等
⑤ 災害復旧	「災害復旧申立書」と「り災証明書」等
⑥ 求職活動	「求職活動申立書」
⑦ 就 学	「就学申立書」と「在学証明書」等
⑧ その他	理由内容により、町が必要と認める書類

6. 入所中の変更手続き

次のような場合は、速やかに保健福祉課福祉係または保育所に連絡し、変更届を提出してください。

- ① 勤務先を変更した場合、退職をした場合
- ② 婚姻、離婚、死亡等により、子どもの保護者に変更があった場合
(改姓や住所変更を含む)
- ③ 修正、更正、還付申告により町民税額が変更になった場合
- ④ 町外へ転出する場合
- ⑤ 教育・保育給付認定の変更を希望する場合
- ⑥ その他、申込事項に変更があった場合(町内転居や同居家族の増減など)

7. 退所について

保育所を退所する場合は、退所届を保健福祉課福祉係または保育所に提出してください。

ただし、次のような場合は、退所届の提出の有無にかかわらず退所していただくことになります。

- ① 入所基準(保育を必要とする理由)に該当しなくなった場合
- ② 所定の期間が過ぎても、必要書類等が提出されない場合
- ③ 長期にわたり(1ヶ月以上)、病気等または正当な理由がなく登所しない場合
- ④ 児童の心身の状況により、保育所での保育が困難な場合

8. 保育について

【開所時間及び休所日】

① 開所時間

〔月曜日～金曜日〕 午前7時30分～午後6時30分まで

〔土曜日〕 午前7時30分～午後4時30分まで

② 休所日

日曜日・祝日・年末年始・その他必要と認められる日

【ならし保育について】

初めて保育所に入所するお子さんにとって、新しい環境で長時間過ごすことは身体や精神的に大きな負担になります。保育所では、無理なく集団生活になじんでいけるよう少しずつ保育時間を延ばしていく「ならし保育」の期間(概ね1～2週間程度)を設けています。

【給食・おやつについて】

- ① 3歳未満児は完全給食です。午前と午後におやつがあります。（お弁当、スプーン、フォーク等は必要ありません。）
- ② 3歳以上児は副食のみです。午後におやつがあります。（白飯の持参が必要となります。）
- ③ 食物アレルギーがある場合は、血液検査などの診断書を提出していただき、除去食などの対応をしています。（状況により、給食の提供ができない場合もあります。）



9. 一時保育について

和寒町保育所では、一時保育を行なっています。利用を希望される方は、利用する3日前までに保健福祉課福祉係または保育所へお申込みください。

※新規に利用される場合、食歴を確認しますので、10日前までにお申し込みください。

【保護者が次の理由のときに利用できます】

- ① 仕事や職業訓練、就学などにより、断続的に保育が必要なとき
- ② 傷病、入院、災害、事故、出産、介護、看護、冠婚葬祭などにより保育が必要なとき
- ③ 育児に伴う心理的・身体的負担を解消するために保育が必要なとき

【対象児童】

満1歳から小学校就学前の集団生活が可能な児童。

※一時保育を利用できる「満1歳」とは、お誕生翌月の1日を基準日としています。

（例）令和6年4月5日生まれのお子さんは、令和7年5月1日以降から一時保育の利用が可能となります。

【利用できる日】

月曜日から土曜日まで（日曜日・祝日・年末年始など、保育所の休所日は除きます。）

※職員確保が難しい場合や行事によっては、受け入れできない場合がありますので、事前にお問い合わせください

【保育時間】

午前8時15分から午後4時15分まで

【利用できる日数】

月15日以内 ※ただし上記③の場合は週1回（月4回）まで

【利用料金】

●町内在住の方→無料です。

●町外の方→右表のとおりとなります。
利用料の基準は月の初日の年齢で計算します。

3歳未満児	4時間以上8時間未満	2,400円
	4時間未満	1,200円
3歳以上児	4時間以上8時間未満	2,000円
	4時間未満	1,000円

保 育 所 の 名 称		和 寒 町 保 育 所		所 在 地		上川郡和寒町字三笠 95 番地			
設 置 者		和 寒 町 長 奥 山 盛		運 営 者		和 寒 町			
電話・FAX 番号		0165 - 32 - 2242		開 設 年 月 日		昭 和 29 年 7 月 1 日			
入 所 定 員		100名		施 設 状 況		構造：木造一部鉄筋2階建 耐震工事済み 建築年月日：昭和 54 年 12月10日			
職 員 状 況		施 設 長 1 名		主 幹 1 名		主任保育士 2名		保 育 士 8名	
				管理栄養士 1 名		調 理 員 3名		嘱 託 医 2名	
開所及び閉所時間		月曜日～金曜日【開所】午前7時30分から【閉所】午後6時30分 土曜日【開所】午前7時30分から【閉所】午後4時30分							
保 育 の 実 施 状 況	● 保 育 基 本 方 針 ● 「こどもが健康安全で情緒の安定した生活ができ、健全な心身の発達を図り、豊かな人間性をもった子どもを育成する」 ● 保 育 目 標 ● 1. 丈夫なからだ、豊かな心のこども 2. 自分で考え、行動・表現するこども		一 日 の プ ロ グ ラ ム				主 な 年 間 行 事		
			時 間		内 容		月	行 事 内 容	
			7：30		開所（自由遊び）		6	運動会	
			9：30		未満児おやつ		9	親子ピクニック	
			9：40		クラス保育		10	発表会	
施 設 平 面 図			11：30		昼食		12	クリスマス会	
			12：30		お昼寝		1	雪中お楽しみ会	
			14：30		起床・おやつ		2	豆まき	
			15：10		クラス（異年齢児）保育		3	お別れ会	
			16：00		随時降所（自由遊び）			卒園式	
			18：30		閉所				
				</					

〔令和6年12月現在〕

